

みんなが知りたい！ 特別号編

「御船竹資源開発(株)の使途不明金？」

- その1 会社は補助金のうち約1,500万円を目的以外に使っていた。
- その2 会社は機械等の発注先に代金も支払わず、領収書を要求していた。
- その3 町への実績報告にはその領収書のコピーが添付されていた。
- その4 町はその事実を知りながら、何の対応もしなかった。
- その5 住民グループによる刑事告発が警察による捜査を終え、不正の疑いがあるとして検察庁に書類送検されていた。

3億円はいつ帰ってくるの？

第3セクターとしての事業になっていたと思うと恐ろしい。



知れば知るほどおかしな話ばかり。町民への説明責任をきちんと果たして欲しい。

なんで会社から強制徴収しないの？

7月13日(金)第6回口頭弁論のお知らせ

日時：7月13日(金) 午前10時
場所：熊本地方裁判所

※午前9時30分より門前集会を行います。
あわせてご参加下さい。

第6回口頭弁論が行われます。裁判は文書のやりとりが主な内容ですが、御船町民にとってとても大事な裁判ですのでぜひ傍聴しましょう！

マイクロバスを用意いたします

出発時間：7月13日(金) 午前 8:30

集合場所：御船町スポーツセンター駐車場付近



平成24年度 ご支援のお願い！

正会員 一口月額1,000円(何口でも可) 賛助会員 一口1,000円(何口でも可)

(振込先)【〒580-0801 御船町 記号17160 番号33459351 竹バイオマス問題住民訴訟原告支援者の会】

* ばるる口座をお持ちの方は、ATMを利用してばるる口座から振込みされますと手数料は無料です。
詳しいお問い合わせは、会事務局 電話：090-4473-7798 住所：御船町御船1033-2まで。

* 会のホームページも是非ご覧下さい。 <http://takebio.mifune.org/>

竹ん子の会

ニュースレター

みふね

御船 竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

特別号

竹ん子の会 会長 吉井博
電話 090-4473-7798

御船
竹バイオマス問題住民訴訟



竹バイオマス問題は？
住民訴訟は？
今どうなっているの？

住民説明会のお知らせ

平成24年

日時 7月20日(金) 午後7時30分

場所 御船カルチャーセンター2階
視聴覚室

竹バイオマス事業が頓挫し、御船町は御船竹資源開発(株)に代わって会社が受けた補助金約3億円を町税から国へ返しました。私たちは失われた血税約3億円の責任を問うべく昨年6月14日に裁判を起しました。1年が過ぎ、広く町民の皆様にこれまでの経緯をお伝えするための機会を設けました。

当日はこの裁判を担当していただいている板井弁護士、橋本弁護士、にもご出席頂く予定です。

いろんな立場の方々からの率直な質問、ご意見などお待ちしております！

ぜひ、お気軽にご参加ください！

参加費無料

…大切にしたいこと…

- 竹バイオマス問題の真相究明
- 「竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える



竹バイオマス事業の問題



住民 弁護士

3億円は返っていません

H20

- 10. 環境資源開発㈱設立(宮崎)
- 11. 15 町へ計画書が出される
- 11. 16 御船竹資源開発㈱設立

御船竹資源開発㈱に10万円
出資している会社

H21

- ① 2. 10 会社へ補助金2億円を支払う
- 2. 16 日本政策金融公庫から融資
を断られる
- 3. 27 1回目の融資確約書
- 4. 27 2回目の融資確約書

資本金の額が予定の半分しか
集まらなかったのだから、慎重に
判断すべきであった。後6日待って、
融資を確認すれば回避できた。

- ② 5. 29 会社へ補助金約1億円を支払う
- 6. 16 3億円が支払われたこと
融資が断られたことが
議会で明らかとなる

金額も金利も書かれていない
一枚の紙を確約書と信じて、
約1億円の補助金を出した。

- 11. 10 町長が議会で御船竹資源開発㈱の第3セクター化を正式表明

H22

- 1. 15 財団法人A会からあるとされた13億円の架空融資を
信じ、第3セクター案を議会で提案、可決
- 2. 9 13億円の融資なし
会社が事業中止を申し出る

- 6月 町長は、議会で13億円の融資元と
説明した人物を訪れ(3回)、名前
を出したことを謝罪した。
- 8月
- 9月

町長は、13億円の融資話が架空
だったことを、未だ公式に認め
ていない

H23

- ③ 1. 31 町が、会社に代わって約3億円を国に返す
- 4. 15 町監査委員が町長に対して3億円を町に支払うように勧告する
- 5. 16 町長が勧告を拒否
- 6. 14 住民訴訟提訴

H24

6月 未だ、3億円は返っていない

裁判をふり返って



提訴から早1年。これまでに5回の口頭弁論が行われました。その概要は下の表をご覧ください。裁判を振り返って、重要なポイントを3つ紹介します。

1. 国へ自主返納したことの矛盾点

約3億円を国へ自主返納する提案がなされた議会において、執行部は「返還命令が出されることは必須の状況である。返還命令が成された場合、加算金が発生し更なる負担を強いられることになる」と説明しました。しかし裁判の中では「法的には返還命令の要件を満たさない」けれども「今後の国との関係を考慮して自主的に約3億円を返還した」と主張しています。**議会や住民に説明してきたことと裁判所へ主張していることが矛盾します。**返還命令が出されない状況だったとすれば、自主返納をしなくてもよかったのではないのでしょうか。

2. 金額も金利も書かれていない確約書2通

町は、平成21年2月10日に会社に2億円の補助金を支払いました。会社は自己資金の調達を全て融資に頼っていましたが、6日後の2月16日に日本政策金融公庫から融資を断られました。ところが、町は5月29日に約1億円の補助金を再び支払いました。町長がその決断をした理由は、仁田脇幸蔵氏(会社に10万円出資した宮崎環境資源開発役員)が出した**金額も金利も全く書かれていない融資確約書をあてにしたものでした。**

3. 裁判所が原告の主張を認め、会社に補助金を支出した行為も審理の対象に!

被告(町長)は「会社に補助金を支出した2回(2ページ①②)と、町が会社に代わって国へ約3億円を返したとき(2ページ③)、その都度住民監査請求をして裁判を起こすべきであった」と主張しました。一方、私たち原告は今回の裁判において①、②、③全ての行為を審理の対象とすべきだと主張してきました。

5月11日に行われた第5回口頭弁論では、3人の裁判官の合議の結果、原告の主張を認める形で**①、②、③全ての行為について審理の対象とすることが明らかにされました。**

これまでの裁判の概要

| | 住民(原告) | 町長(被告) |
|---------|------------------------------------|-----------|
| 第1回口頭弁論 | H23.9.9 板井弁護士意見陳述。 | 答弁書提出 |
| 第2回口頭弁論 | H23.11.18 橋本弁護士・吉井会長意見陳述、第1準備書面等提出 | |
| 第3回口頭弁論 | H24.2.3 野方弁護士意見陳述、第4準備書面等提出 | 第2準備書面等提出 |
| 第4回口頭弁論 | H24.3.16 | 証拠書類等の提出 |
| 第5回口頭弁論 | H24.5.11 板井弁護士意見陳述、第5準備書面等提出 | |